

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

20歳になった昭和44年*月から毎月、町内会の集金によって国民年金保険料を納めていた。集金は1年ずつ交替で行い、私も集金で各家を回って歩いた。

離婚した元夫の国民年金加入期間については、一緒に保険料を納付していた。A町から転居した際に、領収書を処分したため資料は何も無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金加入期間については保険料をすべて納付している。

また、申立人は、元夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も、婚姻期間の国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人の居住していた地区において町内会組織による保険料の集金が行われていたことが、A町の回答により確認できるなど申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月ころから 40 年 3 月ころまで
申立期間については、A組合（現在は、B組合）の参事に誘われて採用され勤務し、農林漁業団体職員共済組合に加入していた。同共済組合の加入員記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A組合に勤務していた元職員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人が同組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、農林漁業団体職員共済組合から資料として提出された、当該組合における同共済組合の組合員に係る「喪失組合員一覧」の記録から、当該組合は申立期間において同共済組合の加入団体であったことは確認できるものの、平成 14 年*月に、当該組合を含む 13 の組合が合併してB組合を設立し解散していることから、B組合へ照会したところ、「合併時点の在職者に関する書類は保管されているが、申立期間当時の書類は残っていないため、申立人の勤務形態や農林漁業団体職員共済組合の加入状況は不明である。」と回答している。

また、前述の「喪失組合員一覧」を基に、申立期間において組合員記録が確認できる者のうち、住所及び生存が判明した二人に照会したところ、前述の元職員から回答があり、「申立人は知っている。勤務期間は不明だが、短期間の勤務だったと思う。雇用形態や農林漁業団体職員共済組合の加入についてはわからない。職員の採用や給与関係は参事が行っていた。」との供述を得るとともに、「自分はA組合で2回勤務した。1回目は、高校を卒業した昭和 36 年 4 月から 41 年 5 月まで勤務したが、農林漁業団体職員共済組合の加入は 37 年 9 月 1 日からとなっている。」と供述しているところ、前述の

「喪失組合員一覧」から、元職員が、37年9月1日に組合員資格を取得し、41年5月31日に組合員資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該元職員が、申立期間において一緒に勤務していたとする者に照会したところ回答があり、「自分は正職員として、学校を卒業した昭和39年3月から6か月間勤務したが、農林漁業団体職員共済組合の加入記録が無い。当時の保険証や共済年金の掛金が控除されていたかどうかについては覚えていない。自分が入社した時の参事は、申立人を採用した参事と同一人である。」と供述している。

加えて、申立人が当該組合に入社するきっかけとなった参事は、既に死亡していることから、申立期間における申立人の雇用形態や掛金の控除に関する供述及び資料を得ることはできないが、当該参事は、商業登記簿謄本により昭和39年8月20日付けで参事に就任したことが確認できるが、元職員の同僚の供述から、同年3月には既に参事として勤務していたと推認できるところ、前述の「喪失組合員一覧」により、同共済組合において40年11月1日に組合員資格を取得し、41年3月27日に組合員資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該組合においては、職員の採用から一定期間経過後に農林漁業団体職員共済組合に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

その上、当該組合に係る前述の「喪失組合員一覧」には申立期間の前後を通じて申立人の名前は見当たらず、農林漁業団体職員共済組合が保管する当該組合に係る組合員資格取得届等の中にも申立人に係る届書は無く、資格取得順に付番される組合員の個人番号に欠番は無いことから、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

また、当該組合が加入するC健康保険組合に、申立期間当時の加入記録について確認したところ、「保存期限を経過しているため関係書類が無い。」との回答があり、申立人の加入状況について確認することができない。

なお、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。